

## 高校生活における心得

## 1 身だしなみ

## (1) 制服

通常は、以下に示す本校指定の制服を着用すること。なお、着用期間は設けていないため、各自寒暖に応じた服装選択をすること。ただし、入学式・卒業式・その他の式典等については学校の指示に従って着用すること。

## ア セーラースタイル (Aタイプ)

(冬服) イートンジャケット、長袖セーラーブラウス、スカート、リボン

(夏服) ポロシャツまたは半袖シャツ、スカート ※スカート丈の基準は膝の中心

## イ ブレザースタイル (Bタイプ)

(冬服) ブレザー、長袖シャツ、スラックス (ベルト着用)、ネクタイまたはリボン

(夏服) ポロシャツまたは半袖シャツ、スラックス (ベルト着用)

※ベルトは黒・紺・茶の無地で装飾がないもの。

## ウ ブレザースタイル (Cタイプ)

(冬服) ブレザー、長袖シャツ、スカート、リボンまたはネクタイ

(夏服) ポロシャツまたは半袖シャツ、スカート ※スカート丈の基準は膝の中心

## (2) 防寒具

ア カーディガンは本校指定のもの。

イ タイツは、黒色の無地で透けない厚さのもの。ストッキングは、肌色の無地のもの。

ウ 登下校時における防寒着について

(ア) 登下校時の防寒着は制服に調和した華美でない羽織ものとする。

(イ) プルオーバータイプなどの被る物は許可しない。

(ウ) 部活動で着用しているウインドブレーカー等も認める。

(エ) 皮革製品や毛皮製品などの高価なものでないこと。

(オ) 教室の自分の座席やロッカーで管理できるもの。

(カ) 清掃時に着用を希望する場合は、監督の先生に許可を得ること。

## (3) 靴下

色は、白・黒・紺・グレーの無地で、長さはくるぶしが隠れるもの。ルーズソックス、レッグウォーマーは禁止。

## (4) 靴

運動靴、あるいは黒または茶色の革靴 (ローファー) とする。また、雨靴は自分の下駄箱で管理できるものは可とする。

## (5) 鞆

華美でないバッグ・リュックとする。

## (6) 頭髪

ア 清潔、端正な髪型 (過剰な刈り込みなど奇抜な髪型にしない)。

イ 色は地毛の色 (ドライヤー等によって変色や色落ちしないように心がける)

ウ 加工しない (パーマ・ワックス等の使用・エクステンション・かつら・巻き髪など)

エ TPO に応じて適切なヘアスタイルであることが望ましいが、自他に影響を及ぼす (過度な編み込みや、頭の形から大きくはみ出るお団子等の) ヘアアレンジは禁止。

## (7) 装飾品等

ア ヘアピンやゴムは華美でないもの (装飾がついているものやシュシュ・ヘアクリップは不可)。

イ 化粧、カラーコンタクト禁止。日焼け止めは地肌の色が大きく変化しないものに限る。

ウ アクセサリー全般禁止。

## (8) その他

ア インナーは無地で、色は華美でないもの。

イ 爪は伸ばさない。

ウ 遠足・修学旅行などの校外活動については、私服を認めるが、その基準については、原則3学年統一

とする。

#### エ 携帯用扇風機の規定

(ア) 通常時は使用可能。ただし、掃除、考査、式典、全校集会、学年行事では原則使用不可。

(イ) 来客があるので、1号館1階・2階では使用を控えること。

オ ネクタイ・リボンを忘れた者は、1限までに生徒指導室に申し出て、貸し出し用を着用しなければならない。

カ 平日の部活動後の下校、または休日及び長期休業中における部活動の登下校の服装は、制服に加え、体操服またはスポーツウェアでもよいものとする。

キ クールビズ期間（5月1日～10月31日）については、下記のクールビズスタイルを推奨する。

(ア) 体操服登下校

- ・登下校、授業、定期考査で学校指定の体操服を着用してもよい。
- ・組み合わせは、上が学校指定のポロシャツで下が体操服のズボンでもよい。
- ・1学期終業式や2学期始業式や特別な指示がある場合は制服を着用すること。

(イ) その他

- ・ブレザースタイルは、ネクタイ・リボンを外し、シャツの第一ボタンを外してもよいものとする。

## 2 登校・下校

(1) 8時35分までに校門を通過し、8時40分には教室の自席に着席していること。

(2) 最終下校時刻

ア 4月～9月は19時00分（部活動は18時30分まで）

イ 10月～3月は18時00分（部活動は17時30分まで）

(3) 自転車通学者は「自転車通学願」を提出すること。

## 3 欠席・遅刻・早退・外出について

(1) 欠席・遅刻の場合は、原則保護者から欠席・遅刻連絡システムで連絡する。

(2) 8時40分のチャイムの鳴り始めで教室への入室が完了していない場合は遅刻となる。その場合、「遅刻・入室許可カード」に必要事項を記入し、教室に入る。

(3) 早退・外出をする場合は、「外出・早退許可証」に必要事項を記入して、許可を得る。

## 4 スマートフォン・スマートウォッチ他

(1) 平日の帰りのST後と休日及び長期休業中に限り使用可能。使用規定は下記に示す通り。

ア TPOに応じて適切に使用すること。原則、LINE等の連絡手段、カメラ、検索機能のみ使用可能とする。

	不適切な具体例
使用	動画やSNS等の視聴、音楽を聴く・流す、スピーカーでの通話、ゲームなど
場所	トイレ、来客がある1号館1階、2階など
場面	補習や補充授業など

イ スマートフォンの使用による校内での長時間の滞在はしない。

※特に、17時以降は定時制の授業が始まるので、迷惑のかからないようにすること。

ウ 歩きながらのスマートフォンの使用はしない。

エ 部活動で使用する場合は、顧問の指示に従って使用すること。

オ 写真、動画を撮る際は周囲の人に許可をとるなど、十分配慮すること。

カ 個人情報や人権には十分配慮すること。

※個人情報や人権を著しく侵害した場合は、警察に相談することがある。

キ 不適切な使用が発覚した際は、再び使用禁止にすることを検討します。

ク 平日については帰りのSTまで原則使用禁止です。電源を切りカバンの奥にしまっておくこと。

(2) 文化祭における特別使用規定

## ア 使用項目

- (ア) 写真、動画、スマホ決済、連絡手段、クラス企画での音楽
- (イ) SNS 投稿（写真に写るすべての人に許可を得た場合に限る）

## イ 禁止事項

- (ア) ゲーム、トイレでの使用、盗撮、ライブ配信、スピーカーでの通話
  - (イ) イヤホン（ワイヤレス含む）使用
  - (ウ) おぼけ屋敷など暗室での使用（企画運営側、客側両方）
  - (エ) クラス企画などで自分の役割を果たさない
- (3) スマートウォッチは、時計や健康管理を目的とする場合のみ使用を認める。その他の機能に関してはスマートフォンのルールに準じ、校則違反が発覚した場合はスマートフォンと同様の指導とする。また、考査時の持ち込みを禁止とする。

## 5 交通安全

- (1) 学校周辺の道路は道幅が狭く、道路交通量も多いため、学校に隣接する道路での車の乗り降りは原則禁止とする。特に朝は、余裕をもって登校し、交通マナー・安全には十分留意すること。
- (2) 自転車通学における留意事項
- ア 整備点検がなされている自転車であること。また、スタンドがついていること。
  - イ 任意保険に加入していること。
  - ウ ヘルメットを所持しており、着用することが望ましい。
  - エ 電動キックボードは不可。
  - オ 道路交通法を遵守すること。
- (3) 運転免許の取得について
- 「四ない運動」（乗らない、取らない、買わない、乗せてもらわない）を遵守し、運転免許証の取得は原則として禁止とする。ただし、下記の許可条件をすべて満たし保護者を通じて許可を受けた者については認める。

### ア 許可条件

- (ア) 3年生で、就職内定者または公務員内定者とする。ただし、内定通知書に準ずるものを必須とする。
  - (イ) 自動車整備の専門学校等に合格し、進学後すぐに運転免許が必要な者。
  - (ウ) 上記を満たし、成績・学校生活等に問題がないと担任会と生徒指導部会で認められた者とする。
- イ 自動車学校入校における注意事項
- (ア) 入校日は11月1日以降とする。
  - (イ) 合宿での免許取得は不可。
  - (ウ) 3年生2学期以降で成績不振科目のある者は、入校・通学を禁止・中断する。
  - (エ) 卒業式前は、本校の授業・行事があるとき、および考査期間中（考査発表から考査終了まで）の通学は禁止する。
  - (オ) 運転免許試験場での学科試験は卒業式以降とする。

## 6 アルバイトについて

- (1) 原則として禁止する。ただし、許可基準をすべて満たす場合は、保護者を通じて許可をする。
- (2) 1年生は、学校生活に適応し、軌道にのせることが最優先のため、1学期は許可しない。

### 許可基準

- (1) 家庭の事情でアルバイトを必要とする場合。
- (2) 保護者の責任において就業させることが確認された場合。
- (3) 評定に「1」がない場合。さらに評定平均が2.7（C段階）以上であること。
- (4) 欠課時数が単位数×6を超えていないこと。
- (5) 学業（授業態度や課題への取り組みなど）・学校生活（身だしなみなどの生活態度、欠席・遅刻・早退など）が良好であること。

## 7 特別な指導に該当する行為

喫煙、飲酒、薬物の使用・所持、万引き、窃盗、暴力行為、無免許運転、考査での不正行為、不健全娯楽、無断免許取得、指導拒否、暴言、器物破損、無断アルバイト、怠学・怠業、携帯電話の不適切使用、問題行動の同席、粗暴行為、高校生として相応しくない行為、個人情報や人権を著しく侵害する行為など

## 8 諸届け出等

- (1) やむを得ない理由があつて、異装を必要とするときは、担任または部顧問に申し出る。
- (2) 学生割引証が必要な者は、「学生割引証交付願」「旅行届」を提出する。
- (3) 忘れもの…生徒指導室前のロッカー内で保管
- (4) 傘の貸し出し…生徒指導室で貸し出し

## 9 校則の見直しについて

- (1) 生徒会執行部は、校則の見直し（追加、改正または廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の見直しを求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあつたとき、又は、校則の見直しが必要と判断した場合は、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会、職員会議等でその内容を議論する。
- (3) 校長は本校のスクールポリシーを踏まえたうえで、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会、職員会議での議論を経て、校則の見直しを行う。

